

農業用生産資材価格高騰対策補助金交付要綱

令和8年9月1日8園畜第660号農政部長通知

(趣旨)

第1 この要綱は、原油価格高騰等に伴う農業用生産資材の価格高騰の影響を受けている県内農業経営体に対し、経営負担を軽減し営農の継続を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 諸材料費

被覆用ビニール、マルチ用資材、結束用・誘引用資材、支柱類、縄、釘、針金等の購入費

(2) 決算書

確定申告書、個人の場合は青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書、法人の場合は決算報告書等、第3の要件を満たすこと及び第4の対象経費が確認できる書類

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 補助金交付申請時点において、長野県内に住所（法人にあっては主たる事業所）を有し、直近（個人の場合は令和7年）の決算書における農業所得が総所得の過半を占めていること。

(2) 補助金交付申請時点において、長野県内で営農しており、今後も引き続き営農する意思を有すること。

(3) 第4第1項に定める対象経費が5万円以上あること。

(4) 長野県税に滞納がないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと

イ 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体又はその関連団体でないこと

ウ 前号に掲げる団体又は反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者でないこと

エ 公共の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、又はそれを助長する団体でないこと

(補助金の対象経費及び算定方法)

第4 対象経費は、決算書における諸材料費とする。ただし、諸材料費として計上せず、農具費に第2第1号に掲げる資材を計上している場合は、農具費に含まれている当該資材の購入経費を対象経費とする。

2 補助金の算定は、以下のとおりとする。

直近（個人の場合は令和7年）の決算書における前項で定めた対象経費に0.2を乗じた額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は1交付対象者につき1回限りとし、10万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、農業用生産資材価格高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）によるものとする。

2 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

- (2) 直近の決算書の写し
- (3) 農具費を交付対象経費として申請する場合 様式第 1 号別紙
- (4) 第 3 第 1 項第 1 号関係
 - ア 申請者が集落営農組織の場合 規約又は定款
 - イ 申請者が法人の場合 定款及び登記簿謄本等主たる事業所がわかる書類
- (5) 申請者名義の振込先口座を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）又は補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するとともに、交付決定通知を受けた申請者に補助金を交付するものとする。なお、知事は、交付決定に関して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 7 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、農業用生産資材価格高騰対策補助金交付申請取下書（様式第 5 号）を、当該補助金の交付決定通知を受けた日から 15 日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 8 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告は、第 5 に規定する補助金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(額の確定)

第 9 知事は、第 5 による補助金の交付申請があった場合は、速やかに交付申請書等を審査し、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定を行うものとする。
なお、額の確定の通知は、第 6 に規定する補助金交付決定通知書をもってこれに替えるものとする。

(決定の取消し)

第 10 知事は、補助金の交付決定後、第 3 各号に掲げる要件を満たさないこと等が判明した場合には、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 11 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、返還を命ずるものとする。

(検査、報告等)

第 12 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類の保管)

第 13 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。